

# 国立大学法人東京外国語大学学長室 規程

〔平成19年11月13日〕  
規則第 92 号

改正 平成19年12月25日規則第101号 平成21年 3月31日規則第15号  
平成25年 3月12日規則第 6号 平成27年 3月24日規則第 7号  
平成28年 3月25日規則第18号 令和元年11月26日規則第101号

## （設置）

第1条 国立大学法人東京外国語大学に、学長室を置く。

## （組織）

第2条 学長室は、次に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 学長特別補佐
- (5) 事務局長

2 学長室に学長が指名する室員を置くことができる。

3 学長室に室長を置き、学長をもって充てる。

4 室長は、学長室の業務を総括する。

## （学長室会議）

第3条 学長室に、学長室会議を置く。

2 学長室会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 教育、研究、社会貢献並びに大学運営等に係る連絡、調整に関すること
- (2) その他学長の指示する事項

3 学長室会議に議長を置き、室長をもって充てる。

4 議長は、必要に応じて室員以外の者に出席を求めることができる。

5 学長室会議に関する庶務は、総務企画課において処理する。

## （雑則）

第4条 この規程に定めるもののほか、学長室の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成19年11月13日から施行し、平成19年9月1日から適用する。

### 附 則

この規程は、平成19年12月25日から施行し、平成19年9月1日から適用する。

### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 11 月 26 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。